

令和2年度 神奈川県立厚木商業高等学校不祥事ゼロプログラム

県立厚木商業高等学校

神奈川県立厚木商業高等学校は、事故・不祥事の根絶を目指すとともに職員一人ひとりが教育公務員としての自覚と誇りを持って業務を推進することにより、県民に一層信頼される教育を推進していくために、不祥事ゼロプログラムを定める。

1 プログラムの実施について

- (1) 神奈川県立厚木商業高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、プログラム全体を統括する。
- (2) 副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。プログラムお実施・検証の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。
- (3) 職員はルール遵守を旨とし、一人ひとりがプログラムの実施主体としての自覚をもち、継続的に不祥事防止に取り組む。
- (4) プログラムの実施においては年度当初に課題を職員に提示して全体的な行動計画を示すとともに、時機に応じてプログラムを実施し、新規採用職員等に対する研修等にも力を入れる。

2 目標および行動計画

【1】法令遵守意識の向上

ア 目標

教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図り、公務外非行や交通事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料等をもとに職場研修を実施する。
- 酒席が多くなる時期には特に注意喚起を徹底する。
- 職場研修をとおして公務員としての自覚とモラルの向上、法令遵守等について徹底する。
- 心身の健康に留意し、ささいな問題でも指摘しあえる職場環境づくりを進める。

【2】わいせつ、セクハラ行為の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重し、わいせつ、セクハラ行為の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- 生徒の連絡先の収集は最小限にとどめ、ライン等SNSの手段は用いない。また、生徒の指導に際しては、時、場所（教材室、部室は特に注意）、方法、言葉遣い、発言内容等に十分配慮する。
- 人権についての職場研修を実施して意識啓発を行うとともに、ささいな問題でも指摘しあえる職場環境づくりを強力に推し進める。
- 教育実習期間前にセクハラ防止研修を実施するとともに、教育実習生のオリエンテーションでも講話を実施する。

【3】体罰、不適切指導の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重して指導にあたり、体罰や不適切指導の発生は未然に防止する。

イ 行動計画

- 人権教育校内研修会を開催し、人権意識の向上や人権理解に努める。また、外部講師を招いた体罰や不適切指導に係る研修会を実施し、指導の一助とする。

【4】入学者選抜の適正な実施

ア 目標

入学者選抜におけるミスの防止に努める。

イ 行動計画

○願書受付、志願変更、学力検査、面接検査、採点、合格発表等において、点検体制を再構築し、業務の前に必ずマニュアルの確認や注意喚起を行う。

【5】成績処理及び進路関係書類作成・発行に係る事故防止

ア 目標

点検体制を再確認し、定めたマニュアルに基づき業務を行う。

イ 行動計画

○該当業務を行う前に、職員全員で点検体制や業務マニュアルを再確認する。

○過去の調査書・通知表等の作成や成績処理に係る事故の事案について、職員に周知し、事故の未然防止に努める。

【6】テストの適切な実施、管理の徹底化

ア 目標

テスト問題の作問ミスの防止、適切な実施、管理の徹底を図る。

イ 行動計画

○定期テスト前後の作問・実施・処理期間には、それぞれの時期における注意点の確認を徹底するとともに、実施期間中は毎日注意喚起を行う。

【7】個人情報等の管理、情報セキュリティ対策の徹底

ア 目標

個人情報の適切な管理に努め、個人情報の流失を未然に防止する。

イ 行動計画

○教務手帳の専用ロッカーへの一元管理の徹底を図る。

○やむを得ない事情を除き、定期試験の持ち帰りを行わない指導を徹底する。

○情報セキュリティの点検や研修会を実施し、職員の意識の向上を図る。

○個人情報の収集にあたっては、必要最低限にとどめ、生徒本人及び保護者からの承諾書を得る。

○個人情報の学校持ち出しの際「個人情報校外持ち出し許可願」の提出とその後の直帰を厳守させる。

○定期テスト開始日から生徒へ通知表を渡すまでの期間のシュレッダー使用禁止の徹底を図る。

【8】会計事務等の適正執行

ア 目標

公費・私費の不適正処理を防止する。

イ 行動計画

○公費・私費の適正管理に努め、相互チェック体制に万全を期す。

○財務事務調査指導の結果を踏まえた会計担当者レベルでの私費会計基準の再確認を行う。

○全職員を対象とした会計業務に関する研修会を実施する。

【9】経験の浅い教職員による不祥事の防止

ア 目標

かながわの教育を将来にわたって担っていく人材の採用、育成に向けてより実行的な不祥事防止の対策を行う。

イ 行動計画

○管理職からの個別の聞き取りや声掛けによる指導を行うとともに、職場で孤立することがないようにする。

【10】 職場のハラスメント パワハラ、セクハラ、マタハラ等 の防止

ア 目標

職場内におけるハラスメント等が行われないよう対策を講じる。

イ 行動計画

○管理職等による個別面談を実施する。

○教職員が相談できずに一人で悩みを抱え込むことがないように、啓発資料等を通じて相談窓口を広く周知する。

○全職員を対象としたハラスメントに関する研修会を実施する。

3 検証・評価

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、令和2年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和2年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、令和3年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和3年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和3年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成について自己評価を行う。

4 実施総括・報告

3(3)の検証を踏まえた「実施結果」を取りまとめのうえ、検証結果をホームページへ掲載する。

5 次年度計画の策定

令和2年度の不祥事ゼロプログラムの最終検証・評価を踏まえ、令和3年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。